
「NSCA ジャパン S&C 海外研修旅費助成」について

1. 対象となる研修等

- (1) 海外のストレングス&コンディショニング施設における5日間以上の研修（研修受け入れ先からの許可書を有するもの）。原則として、CSCS または NSCA-CPT スーパーバイザーのもとで実施されるもの。
- (2) NSCA が CEU(継続教育単位)を付与する学会等(カンファレンス含む)での研究発表等。
- (3) NSCA が主催する National Conference への参加。

2. 申請条件等

- (1) 申請時点で NSCA ジャパンの会員であること。
- (2) 前項 1(1)で申請を希望する者は、申請時点で CSCS もしくは NSCA-CPT の認定資格を保持していること。
- (3) 旅費を自己負担で賄う場合とし、所属先を含む他の補助金、助成金、または経費との併用がないこと。
- (4) 同一年度内（4月1日～翌年の3月31日まで）に、NSCA ジャパンのその他の助成を受給しないこと。

3. 申請方法

- (1) 申請書（様式1号）、旅費を証明する書類（航空券、宿泊費などの領収書）のコピー、および次項(2) i)~iii)のうち各申請に該当する書類を当会理事長宛に郵送にて提出することとします。
- (2) i) 施設における研修の場合は、研修受け入れ先からの許可書。
ii) 学会等における研究発表などの場合は、主催団体からの発表などを証明する書類、および発表演題の抄録。
iii) NSCA が主催する National Conference への参加の場合は、行事に参加した事を証明する書類（名札等）。
- (3) 申請期間は、原則として研修または学会等終了後の1ヶ月以内までとします。

4. 助成の決定

- (1) 第1項(1)および(2)については申請の都度、理事会による審査が行なわれ助成の可否を決定します。申請者には郵送または電子メールにて審査結果をお知らせいたします。
- (2) 第1項(3)については、応募多数の場合は抽選により決定します。申請者には郵送または電子メールにて審査結果をお知らせいたします。

5. 助成額

- (1) 第1項(1)および(2)については1件につき10万円を上限とします。
- (2) 第1項(3)については1件につき3万円とします。

6. 助成の受給条件

- (1) 助成を受給したものは、承認後1年以内に、原則として NSCA ジャパン機関誌、またはウェブサイトにてレポートを投稿することとします。
- (2) 投稿要領は別途規定します。

7. 助成の支払い

- (1) 申請が承認された日の翌月末日までに助成金を支払うものとします。

8. その他

助成の受給者が以下に該当した場合は、助成金の返還を求める場合があります。

- (1) 上記第6項の受給条件に記載されている事項の遂行を理由なく怠った場合
- (2) NSCA ジャパン会員としてふさわしくない行為があった場合